

都市公園法

1. 案内情報

- 手続名 : 国の設置に係る都市公園における行為の許可の申請手続
国の設置に係る都市公園予定地における行為の許可の申請手続
- 手続根拠 : ・都市公園法第10条の3
・都市公園法第23条第3項
- 手続対象者 : 国の設置に係る都市公園（予定地）において都市公園法第10条の3第1項の各号に掲げる行為をしようとする者
- 提出時期 : 国の設置に係る都市公園（予定地）において都市公園法第10条の3第1項の各号に掲げる行為をしようとするとき
- 提出方法 : 都市公園法施行規則第9条に定める申請書を作成し、当該都市公園を管理する地方整備局工事事務所又は出張所等へ提出して下さい。
- 手数料 : なし
- 添付書類・部数 : 提出先となる地方整備局工事事務所又は出張所等にお問い合わせ下さい。
- 申請書様式 : 都市公園法施行規則別記様式第一の様式
- 記載要領・記載例 : 提出先となる地方整備局工事事務所又は出張所等にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- 提出先 : 当該都市公園を管理する地方整備局工事事務所又は出張所等
- 受付時間 : 提出先となる地方整備局工事事務所又は出張所等にお問い合わせ下さい。
- 相談窓口 :
- | | |
|--------------------|-----------------|
| 北海道開発局事業振興部都市住宅課 | 011-709-2311(代) |
| 東北地方整備局建政部都市・住宅整備課 | 022-225-2171(代) |
| 関東地方整備局建政部都市整備課 | 048-601-3151(代) |
| 北陸地方整備局建政部都市・住宅整備課 | 025-266-1171(代) |
| 中部地方整備局建政部都市整備課 | 052-211-6502(代) |
| 近畿地方整備局建政部都市整備課 | 06-6942-1141(代) |
| 中国地方整備局建政部都市・住宅整備課 | 082-227-1066(代) |
| 四国地方整備局建政部都市・住宅整備課 | 087-851-8061(代) |
| 九州地方整備局建政部都市・住宅整備課 | 092-471-6331(代) |
| 沖縄総合事務局開発建設部公園調整官室 | 098-866-0031(代) |

3. 手続情報

- 審査基準 : 都市公園法第10条の3
都市公園法施行令第19条
- 標準処理期間 : 提出先となる地方整備局工事事務所又は出張所等にお問い合わせ下さい。
- 不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による